

令和7年度鹿児島市勤労者労働基本調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度鹿児島市勤労者労働基本調査等業務

2 業務の目的

勤労者を取り巻く雇用環境、事業所と市民の雇用及び労働に関するニーズ等を把握するため、市内事業所を対象とした「勤労者労働基本調査」及び市民を対象とした「勤労者等意識調査」を実施し、今後の施策の基礎資料とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4 業務の内容

「勤労者労働基本調査」、「勤労者等意識調査」の調査基準日は令和7年7月1日とする。

(1) 勤労者労働基本調査業務

市内事業所の労働条件、職場環境、雇用に関するニーズ等を調査し、報告書を作成する。

① 調査票送付事業所の抽出方法の提案等（市内5人以上の事業所）

市内事業所から、1,000社を抽出する方法を提案する。

抽出・データ化及び宛名ラベルの出力を行う。

② 調査方法及び調査票の設計

前回（4年度）調査等を基本に、企画提案の内容を踏まえ、発注者と十分協議した上で調査方法及び調査票を設計する。なお、調査票は、16ページ以内とする（前回（4年度）調査時は、16ページ）。

③ 調査票及び封筒の作成

調査票及び往信用封筒（角型2号、一色刷り）・返信用封筒（長形3号、一色刷り）を作成する。

④ 調査票の発送及び回収

①で抽出した調査対象に調査票を発送し、回収を行う。郵送に代わり、WEBページにおいても回収できるよう、受注者において調査票と同内容の専用WEBページを作成し、回答を回収するものとする。WEBページはパソコンの他に、スマートフォン、タブレット端末からも回答できるように対応することとし、サーバー等の必要な備品類は受注者が用意したものを使用するものとするほか、調査票等にWEB回答方式の二次元コードを記載するなど、WEB回答方式を利用しやすくするものとする。また、目標回収率を設定する。

⑤ お礼状兼督促状のはがきの発送

ア 調査協力のお礼状兼督促（はがき）を受注者の負担で作成する。表示内容は発注者と協議して作成すること。

イ 調査協力のお礼状兼督促（はがき）の宛名ラベルは受注者が準備する。

ウ 受注者において宛名ラベルの貼付など発送準備を行い、全調査対象事業所へ送付する。
送付に係る郵送料は受注者が負担する。

⑥ 調査票の集計・分析及び調査報告書の作成

集計・分析に関する統計手法や調査報告書の作成については、企画提案の内容を踏まえ、発注者と協議した上で決定するものとする。

なお、下記事項については必ず報告書に反映させること。

ア 各設問項目に対する単純集計

イ 必要に応じてクロス集計及びグラフの作成

ウ 設問ごとの分析及び総合的な分析並びに問題点、課題の抽出

また、令和7年11月28日までに、各設問ごとの件数と割合を含む集計結果速報値を報告すること。提出方法と仕様については、発注者と協議した上で決定するものとする。

⑦ 報告書等の納品

ア 報告書はA4版製本両面単色刷400ページ程度(勤労者等意識調査を含む。ただし、付属統計表は除く)、100部作成し、電子データと合わせて納品すること。

イ 報告書(概要版)はA4版両面単色刷20ページ程度(勤労者等意識調査を含む。ただし、付属統計表は除く)、100部作成し、電子データと合わせて納品すること。

ウ 付属統計表の電子データを納品すること。

エ ア～ウの内容と基礎データを記録した磁気媒体(CD)を1部作成し、納品すること。

オ 調査対象となった事業所について、業種、規模を含めたデータベースをエクセル等で作成し、納品すること。

(2) 勤労者等意識調査業務

市民の労働条件、職場環境、労働に関するニーズ等を調査し、報告書を作成する。

① 調査票送付者の抽出等

発注者において、住民基本台帳から市民5,000人を選出無作為抽出し、宛名ラベルの出力を行う。

②～④ 勤労者労働基本調査業務に同じ

⑤ お礼状兼督促のはがきの発送

ア 調査協力のお礼状兼督促(はがき)を受注者の負担で作成する。表示内容は発注者と協議して作成すること。

イ 調査協力のお礼状兼督促(はがき)の宛名ラベルは発注者から提供する。

ウ 受注者において宛名シールの貼付など発送準備を行い、全調査対象者へ送付する。送付に係る郵送料は受注者が負担する。

⑥、⑦ 勤労者労働基本調査業務に同じ

5 報告書の納期限及び納入場所

(1) 納期限 令和8年1月30日(金)

(2) 納入場所 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課

6 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受注者は、契約締結後、速やかに業務計画書及び業務担当者リストを作成の上、発注者に提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、調査目的・内容を十分理解した上で、令和2年度以降に国、県又は地方公共団体が実施した事業所を対象とした調査に従事した者を本調査の業務担当者として配置すること。

(3) 秘密の保持

受注者は、委託業務の遂行上知り得た一切の事項について、業務中はもとより業務完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

(4) その他

本業務の遂行にあたっては、受注者は、市と連絡を密にとるとともに、疑義が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。